

自己破産を巡る弁護士費用.xls

	1	2	3	
裁判所	神戸地裁伊丹支部	東京地裁	東京地裁	
事件番号	平成19年(モ)23号	平成21年(ワ)35331号	平成22年(ワ)47622号	
判決日	平成19年11月28日	平成22年10月14日	平成23年10月24日	
事件名	否認の請求申立事件	不当利得返還請求事	否認権行使請求事件	
原告	破産管財人	破産管財人	破産管財人	
被告	不明(破産申立は辞任)	弁護士法人アディーレ法律事務所(破産申立代理人)	弁護士法人リーガルエイド法律事務所(破産申立代理人)	
破産者	株式会社	株式会社	個人	
対象	自己破産申立前の、過払金返還請求に関する着手金等	自己破産申立の報酬金	破産申立前の過払金返還請求の報酬金	自己破産申立の報酬金
裁判結果	一部認容	一部認容	一部認容	一部認容
問題とされた合意額	1,669,500円(過払金回収額の3割+消費税)	294万円	524,174円(過払金回収額の31.5%)	42万円(着手金21万円+報酬金21万円)
相当とされた額	802,775円(過払金返還額の約14%+費用等)	126万円	416,011円(過払金回収額の25.5%)	21万円(着手金)
請求が認容された額	866,725円	168万円	108,163円	21万円(報酬金)
備考	—	「無用な換価回収行為を優先」したとされる。	—	—